

（総 則）

第 1 条 発注者は、標記の契約期間内に、標記の工事を必要とするときは、受注者に対して工事の発注を行うことができる。

2 発注者は、前項の発注を行うに当たって、そのつど、工程及び工期を指定した工事指示書（工事概略図を含む。以下同じ。）を受注者に交付するものとする。

3 受注者は仕様書（特記仕様書を含む。以下同じ。）及び工事指示書に基づき標記の契約単価をもって、工事指示書に定める工期（以下単に「工期」という。）内に工事を完成させなければならない。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定めるものとする。

9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、この契約書又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）及び商法（明治 3 2 年法律第 4 8 号）の定めるところによるものとする。

1 0 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

1 1 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（法令等の遵守）

第 2 条 受注者は、この契約の履行に当たり、本契約条項及び建設業法その他関係法令を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡）

第 3 条 受注者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第 4 条 受注者は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知等）

第 5 条 受注者は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に下請業者名簿を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の下請業者が著しく不相当であると認めたときは、その変更を受注者に請求することができる。

（監 督 員）

第 6 条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1） 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときは当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）

- 第6条の2 受注者は、現場代理人及び工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者等を置き、書面で、発注者に通知しなければならない。
- 2 現場代理人と主任技術者は、これを兼ねることができる。
 - 3 受注者又は受注者の代理人は、本契約の履行に当たり、工事現場に常駐し、前条の監督員の指揮監督に従い、工事現場の取締り及び工事に関する一切の事項を処理しなければならない。
 - 4 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における取締り及び工事に関する一切の事項の処理に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないとすることができる。ただし、本規定は、現場代理人が工事現場に駐在していない間における受注者としての義務を、発注者が免除するものではない。
 - 5 発注者は、現場代理人、主任技術者、使用人又は労働者等で、工事の施工又は管理につき、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対してその理由を明示して、必要な措置を講じるよう請求することができる。

（特許権等の使用）

- 第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施工方法等を指定した場合においては、この限りでない。

（材料検査及び試験）

- 第8条 工事に使用する材料は、その使用前に発注者の検査又は指定する試験を受け、合格したものでなければならない。
- 2 前項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。
 - 3 受注者は、検査の結果、不合格と決定された工事材料については、発注者の指示に従い遅滞なく取替えその他必要な措置を講じなければならない。
 - 4 受注者は、工事現場に搬入した検査合格材料を監督員の承諾を受けないで搬出してはならない。

（支給材料、貸与品及び発生品）

- 第9条 支給材料及び貸与品の品名、数量、種類、規格又は性能、引渡し場所及び引渡し時期は、発注者の定めるところとする。
- 2 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 3 受注者は、支給材料又は貸与品若しくは工事の施工に伴い生じた発生品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

4 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給材料、貸与品又は発生品を遅滞なく発注者に返還しなければならない。

- (1) 工事の完成又は工事内容の変更によって、不要となった支給材料があるとき。
- (2) 貸与品について、その使用目的が終了したとき。
- (3) 工事の施工に伴い、発生品が生じたとき。

5 受注者は、自己の故意又は過失により、支給材料、貸与品又は発生品を滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは損害を賠償し、又は現状に復さなければならない。

(仕様書等と不適合の場合の改造義務)

第10条 工事の施工が仕様書又は工事指示書と適合しない場合において、発注者がその改造又は補修を要求したときは、受注者は、これに従わなければならない。この場合において、受注者は、改造若しくは補修に要した費用又は工期の延長を請求することができない。

(仕様書又は工事指示書と工事現場の状態との不一致)

第11条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する状態を発見したときは、ただちに監督員に通知し、その指示を受けなければならない。

- (1) 工事指示書と工事現場の状態が一致しないとき。
- (2) 仕様書又は工事指示書について誤り又は脱漏があるとき。
- (3) 地盤、地下埋設物等につき予期することができない状態があるとき。

2 発注者は、前項各号のいずれかに該当する状態を発見したときは、ただちに受注者に適切な指示を与えるものとする。

3 前2項の場合において、発注者が工期又は工事内容を変更する必要があると認めたときは、受注者と協議して書面によりこれを定めるものとする。

(定めのない工種の追加)

第12条 発注者は、受注者と協議の上、この契約に定めのない工種でなければ工事を施工することができない場合において、その工種を追加することができる。

(臨機の措置)

第13条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、その講じた措置の内容を直ちに監督員に通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して、臨機の措置を講じるよう請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が第18条に規定する請負代金請負金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第14条 工事目的物の引渡し前に、工事の既済部分、検査済持込材料、支給材料、貸与品又は発生品について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害（火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第15条 工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しな

なければならない。ただし、その損害（火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受注者がこれを負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じたときは、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

（天災その他の不可抗力による損害）

第16条 天災、その他の不可抗力によって工事の既済部分、検査済持込材料、支給材料、貸与品若しくは発生品に損害が生じたときは、受注者は、事実発生後遅滞なくその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知に基づき、その事実を調査した結果、損害発生について、受注者が善良な管理者の注意義務を怠らなかったと認めるときは、その損害額を認定し、その一部を負担することがある。

（検査及び引渡し）

第17条 受注者は、工事が完成したときは、遅滞なく書面により発注者に通知し、発注者の検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理したときは、その日から起算して14日以内に検査を行わなければならない。この場合において、検査に要する費用及び検査のため変形又は消耗、き損したものは、すべて受注者の負担とする。

3 受注者は、発注者の指定する日時に検査に立ち会うものとする。受注者は、検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 第2項の検査に合格しない場合において、発注者は、特に1回に限り相当日数を指定して改造又は補修の期間を認めることができる。この改造又は補修が完了したときは、受注者は、前3項の例により再検査を受けなければならない。

5 発注者は、第1項の規定にかかわらず、必要があるときは、受注者に通知の上随時検査を行うことができる。

6 この契約の目的物の引渡しは、検査に合格したときをもって完了する。

（請負代金の支払い）

第18条 受注者は、毎月末締めで当該月に工事目的物の引渡しを完了した出来高工種数量又は工事指示書ごとの検査合格数量に契約単価を乗じて得た額（以下「請負代金」という。）を発注者の定める手続に従って請求するものとする。

2 発注者は、受注者から適法な請求書を受理したときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。ただし、特別な事由がある場合は、この限りでない。

（契約保証金）

第19条 発注者は、契約保証金の納付があった場合において、契約期間満了後工事目的物の引渡しが全部完了したとき、又は第25条若しくは第26条の規定により契約が解除されたときは、受注者の請求により遅滞なく契約保証金を還付しなければならない。

2 発注者は、契約保証金に対して利息を付さないものとする。

（契約不適合責任）

第20条 発注者は、引き渡された工事目的物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替

物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 受注者が契約不適合の履行の追完に応じないときは、発注者は、受注者の負担でこれを追完することができる。なお、このために受注者に損害が生じて、発注者は、その賠償の責めを負わない。

(工事の変更、中止等)

- 第21条 発注者は、必要があると認めるときは、工事指示書により工事内容を変更し、又は追加し、一時中止し、若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、工事内容を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上、これを定めるものとする。
- 2 受注者は、天災その他やむを得ない事由により、工期内に工事を完成することができないときは、その事由を詳記して工期の延長を発注者に申し出ることができる。この場合において、発注者は、その申出を相当と認めたときは、これを承認することがある。
 - 3 前項の規定による申出は、工期内に行わなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(遅延違約金の徴収)

- 第22条 受注者は、工期内に工事を完成することができない場合は、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額を遅延違約金として発注者に納付しなければならない。ただし、その額が100円未満であるときは、遅延違約金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を支払うものとする。なお、発注者が個々に分割して履行しても支障がないと認めたときは、各部分について遅延違約金を計算することができる。
- 2 発注者は、第17条第4項の改造又は補修が指定した期間後にわたるときは、前項の例により、遅延違約金を徴収するものとする。
 - 3 前2項に規定する遅延違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しないものとする。

(発注者の催告による解除権)

- 第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照ら

して軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に完了しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第6条の2第1項に規定する主任技術者等を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第20条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第23条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の規定に違反し、契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第25条又は第25条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当すると判明したとき。
- (11) 受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (12) この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第23条の3 第23条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第24条 発注者は、必要があると認めるときは、第23条及び第23条の2の規定によるほか、受注者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(受注者の催告による解除権)

第25条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第25条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第21条第1項の規定により工事内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第21条第1項の規定による工事の施工の中止期間が当初の工期の10分の5（工期の10分の5が180日を超えるときは、180日）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後90日を経過しても、なお、その中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第25条の3 第25条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除等に伴う措置)

第26条 発注者は、工事の完了前にこの契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受注者の債務について履行不能となった場合において、発注者が必要と認めた既済部分又は持込材料があるときは、発注者は検査の上、相当と認める金額を支払い、引渡しを受けることができる。

- 2 受注者は、未使用の支給材料又は貸与品及び発生品があるときは、遅滞なくこれを発注者に返還しなければならない。
- 3 受注者は、発注者が引渡しを受ける必要がない物件があるときは、発注者が定めた期間内にこれを引き取り、若しくは原状に復さなければならない。
- 4 工事の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第26条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (2) 第23条又は第23条の2の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約単価に発注者の発注予定数量を乗じて得た額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第23条又は第23条の2の規定により、工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべ

き事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第2項に該当する場合において、契約保証金の納付、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金、契約保証金に代わる履行保証保険契約又は契約保証金に代わる担保をもって同項の違約金に充当することができる。ただし、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われている場合であって、この契約の解除が、第23条の2第8号又は第10号から第12号までのいずれかの規定によるときは、この限りではない。

（受注者の損害賠償請求等）

第26条の3 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第25条又は第25条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第18条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第26条の4 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第17条の規定による引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受

注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（部分使用）

- 第27条 工事の一部が完成した場合において、その部分の検査を実施し、合格と認めたときは、発注者は、その合格部分の全部又は一部を受注者の同意を得て使用することができる。
- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の規定に基づく使用により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を発注者と受注者とが協議の上、賠償するものとする。

（賠償の予定）

- 第28条 受注者は、この契約に関して、第23条の2第11号又は第12号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約単価に発注者の発注予定数量を乗じて得た額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、第23条の2第12号に掲げる場合のうち、受注者に対して刑法第198条に規定する刑が確定した場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（相 殺）

- 第29条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権その他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（個人情報の保護等）

- 第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約の履行に当たって個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に当たって、情報セキュリティを確保するため、個人情報の保

護に関する法律（平成15年法律第57号）、国立市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月国立市条例第17号）、国立市情報セキュリティに関する規則（平成18年3月国立市規則第5号）及び国立市情報セキュリティ対策基準（平成18年3月国立市告示第31号）を遵守しなければならない。

（使用自動車の制限等）

第31条 受注者は、この契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させるときは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に適合する自動車を使用し、又は使用させなければならない。なお、受注者は、その運転者に対して、アイドリング・ストップを行うよう適切な措置を講じなければならない。

2 受注者は、発注者が前項の規定による適合の確認をするために、必要書類の提示又は提出を求めたときは、速やかにこれを提示し、又は提出しなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第32条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（契約の効力）

第33条 この契約を電子契約にて締結する場合には、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に記載された契約確定日より効力を有するものとする。

（補 則）

第34条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。